江別市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度により江別市(以下「市」という。)に寄附をした市外在住の寄附者に対し、お礼の品やサービス(以下「返礼品」という。)を贈呈し、市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大並びに観光誘客を図るため、返礼品の募集その他の手続に関して必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

- (1) 市の返礼品は、寄附者が寄附額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト等から 希望する商品を自由に選択することができます。返礼品は、ふるさと納税ポータ ルサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び苦情対応に万全を期すため、市は、返礼品取扱業務を指定する委託事業者に委託します。返礼品提供事業者は、自社商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給等に関して調整していただきます。なお、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を、別途、取り交わす必要があります。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工又はサービスの提供(販売・体験を含む。以下同じ。)を行っている法人その他の団体又は個人事業者(以下「事業者」という。)であること。ただし、提供する返礼品が4の要件を満たしており、かつ、市長が特に認める場合は、市外の事業者であっても返礼品提供事業者として承認することができるものとします。
- (2) 市税のほか、国税、道税等に未納のないこと。また、市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任に おいて処理を行うことができること。

4 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に 適合していても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではあり ません。

- (1) 次のアからキまで(平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条各号) のいずれかの要件に該当するものであること。
 - ア 市内において生産されたもの
 - イ 市内において、返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの
 - ウ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない単なる切断、選別、瓶・箱等の包装容器に詰めること、仕分け、単なる混合等は、工程のうち主要なものとみなさないほか、工程が食肉の熟成又は玄米の精白の場合には、原材料である食肉及び玄米が道内で生産されたものに限る。
 - エ 市内で生産されたもので、近隣の市町村内で生産されたものと混在したもの 。ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る
 - オ 市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他 これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市独自の返礼品等 であることが明白なもの
 - カ アからオまでに該当する商品等と、その商品に附帯するものとを組み合わせ たもの。ただし、アからオまでに該当する商品が商品の原価の7割以上である こと。
 - キ 市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が市に相当程度関連 するもの
 - ク アからキまでのいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供 するもの
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (3) 市からの発注後、速やかに発送できるものであること。ただし、あらかじめ提供する期間を示す場合は、この限りではない。
- (4) 適切な状態(配送業者が定める配送基準を満たしていること等)で発送が可能なものであること。また、発送日から一定期間の賞味期限が保証されていたり、 賞味期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で 寄附者が返礼品を受け取ることができると市が判断したものであること。
- (5) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者名を記載した原則有効期限が発行日から12か月以上の利用券を発行すること。ただし、日時指定のものは、この限りではない。
- (6) 返礼品の登録は、1事業所当たり50品を上限とします。ただし、登録状況等により上限数を調整する場合があります。
- (7) (2)から(5)までの要件を満たさない場合であっても、(1)の要件を満たし、か

つ、市長が特に認めた場合は、返礼品として承認することがあります。

5 寄附金額の設定

返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分及び各区分における返礼品の価格は、次の表のとおりとし、寄附金額の2割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税、梱包代等を含むものとします。また、市は、返礼品の価格に加え、送料の実費を負担します。寄附金額は、原則として返礼品の価格で決定しますが、送料を加算して決定する場合もあります。

寄附金額区分	返礼品の価格 (税込・梱包代込)
6,000円	900円相当
7,000円	1,050円相当
8,000円	1,200円相当
9,000円	1,350円相当
10,000円	2,000円相当
10,000円を超える場合 (1,000円刻み)	寄附金額の2割相当

6 返礼品提供事業者として登録することのメリット

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販路拡大ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送の際に、返礼品提供事業者のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することで、自社商品等の販売促進及びPRを図ることができます。

7 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、総務部財務室契約管財課へ持参、郵送又はメールにて提出してください。なお、応募にかかる費用は、事業者負担となります。

- (1) 江別市ふるさと納税返礼品等提供事業者応募用紙 (第1号様式)
- (2) 返礼品提案書(第2号様式)
- (3) 事業者概要(任意様式・パンフレット等でも可)

8 返礼品提供事業者及び返礼品の決定等

応募内容等を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否の決定を江別市ふる さと納税返礼品提供事業者登録承認(不承認)通知書(第3号様式)により通知し ます。また、返礼品の登録については、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載をも って承認することとし、不承認の場合は、理由を付した文書により通知するものと します。なお、市の決定に際し、応募内容について応募事業者と協議する場合があ るものとします。

9 返礼品の内容変更等

- (1) 登録した返礼品の内容について、変更や取下げを希望する場合は、速やかに市と委託事業者に報告し、協議してください。
- (2) 返礼品の追加を希望する場合は、市に返礼品提案書を提出してください。

10 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

次のいずれかに該当した場合は、市は、返礼品提供事業者又は返礼品の登録を取り消し、理由を付した文書により通知するものとします。

- (1) 返礼品提供事業者又は返礼品がこの要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 返礼品等の品質等に対する苦情等について、返礼品提供事業者に責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (3) 市、委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

11 留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後に市が契約する委託事業者から業務のため に必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出 してください。
- (2) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 返礼品の内容等に関する問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。
- (4) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、提供中止、品質又は発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市及び委託業者へ報告してください
- (5) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合において、 市又は第三者に損害が生じたときは、当該返礼品提供事業者は、その損害を賠償 しなければなりません。
- (6) 本要領に定めのない事項については、市の指示に従ってください。ただし、疑義が生じた場合は、協議によるものとします。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に返礼品を市に提供している事業者は、この要領の施行の日から令和4年3月31日までの間、この要領による返礼品提供事業者とみなす。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附則

(施工期日)

この要領は、令和5年12月1から施行する。